

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）定款第24条の規定に基づき、本機構の事務局の組織に関し必要な事項を定め、事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(職員等)

第2条 定款第23条の規定に基づき 事務局には次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務職員

(職員の職務)

第3条 本機構の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務職員は、事務局長の命を受けて、業務に従事する。

(事務の決裁)

第4条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、別途「リスク管理規定」の該当する重要な事務は、会長又は常務理事の決裁を経なければならない。

(規格外の対応)

第5条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。